

能ヶ谷地区住居表示実施に伴う 手続き説明会について

■ 医療・福祉関係

問1. 大気汚染の医療券の住所変更届出はどのようにすれば良いのですか？

答え 医療券、「住居番号決定通知書」をお持ちになり、子ども総務課（電話：042-724-2143）へ届出をして下さい。

問2. 被爆者健康手帳の住所変更届出はどのようにすれば良いのですか？

答え 手帳、印鑑、手当証書（手当受給者のみ）、「住居番号決定通知書」をお持ちになり、福祉総務課（電話：042-724-2537）へ届出をして下さい。内容が判る方であれば、代理人の届出でも可能です。

■ 税務関係

問1. 税務署への確定申告等の住所変更届出は必要ですか？

答え 必要ありません。前年度の申告をされた方に旧住所が記載された申告書が送付されますので、申告書に印字されている住所を二重線で消し、新住所を記入して申告して下さい。

■ 自動車・バイク関係

問1. 自動車検査証の住所変更のため国立市にある東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所（電話：050-5540-2033）や軽自動車検査協会東京主幹事務所多摩支所（電話：042-525-4360）まで行くには遠い為、市役所での出張受付はできないのですか？

答え できません。変更後の自動車検査証をコンピューター処理で作成し即時発行する制度のため、直接窓口で申請することとなります。また、郵送による申請もできません。

問2. 東京運輸支局や軽自動車検査協会は、土日・祝祭日に窓口は開いていますか？

答え 両機関とも土日・祝祭日に窓口は開いていません。受付時間は、平日の午前8:45～11:45、午後1:00～4:00となります。

※自動車検査証の住所変更は、移転登録、変更登録、抹消登録などを行うときに手続きを行う必要があります。

■ 郵便関係

問1. 郵便物は旧住所でいつまで届きますか？

答え 3年程度は届きます。基本的には郵便局にデータが残っている限り、旧住所でも届きます。

また、7月19日以前に、新住所のみ記載されると宛先不明の原因になりますのでご注意ください。

住居表示実施により2010年7月19日から新しい住所になります。能ヶ谷地区のみなさまには、2008年より懇談会をはじめ、色々ご協力いただきありがとうございました。実施にあたりまして、下記の日程で手続き等についての説明会を開催いたします。

※ 説明会は同封しています「手続きのしおり」に基づいた内容となります。「手続きのしおり」を読んでいただいて、疑問点がある方は説明会にご参加ください。
また、ご質問等は説明会のほか電話でもお答えいたします。

◆住居表示についてのご質問等は・・・
町田市 コールセンター （午前7時～午後11時・年中無休）
電話：042-724-5656

◎説明会スケジュール

説明会の時間は1時間程度を予定しております。
ご来場の際はお配りした「住居表示関係書類」一式をご持参ください。
なお、受付は各開会時間の30分前からとなります。

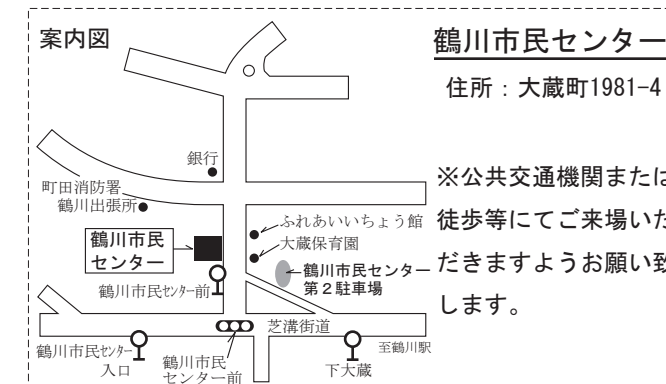
住民の方への説明会

日程	開会時間	主な対象者	会場
6/2 (水)	19時～	能ヶ谷一丁目に変更になる方	鶴川市民センター ホール
6/12 (土)	13時～	能ヶ谷七丁目に変更になる方	鶴川第二小学校 体育館 ※スリッパをご持参ください
6/12 (土)	15時30分～	能ヶ谷五丁目に変更になる方	
6/13 (日)	10時～	能ヶ谷二丁目に変更になる方	
6/13 (日)	13時～	能ヶ谷三・四丁目に変更になる方	
6/13 (日)	15時30分～	能ヶ谷六丁目に変更になる方	

※各会場の定員等の関係で、各丁目ごとに説明会日時を振り分けておりますが、ご都合のつかない方はほかの日時の説明会に出席いただいても結構です。

会社・法人の方への説明会

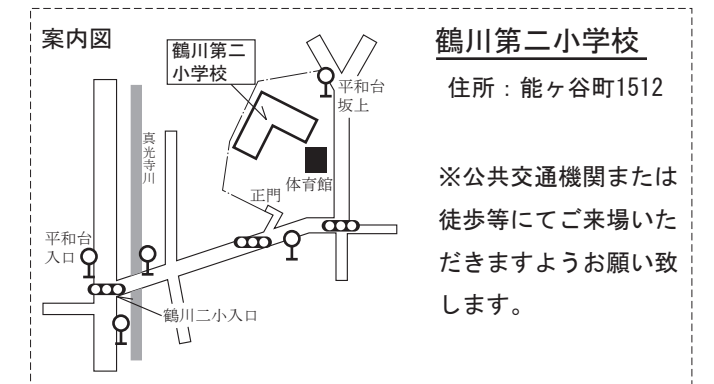
日程	開会時間	主な対象者	会場
5/24 (月)	19時～	全ての会社・法人の方	鶴川市民センター ホール
5/26 (水)	19時～		



鶴川市民センター

住所：大蔵町1981-4

※公共交通機関または徒歩等にてご来場いただきますようお願い致します。



鶴川第二小学校

住所：能ヶ谷町1512

※公共交通機関または徒歩等にてご来場いただきますようお願い致します。

※ 裏面に住居表示実施に伴う質問等をまとめましたのでご覧ください。

住居表示の実施に伴う質問集

■ 新住所関係

問1. 住所の表し方はどのようにすれば良いのですか？

答え 正式には、通知書に記載してあるとおりに「能ヶ谷一丁目2番3号」となりますが、日常で使用される場合は「能ヶ谷1-2-3」で通用します。

問2. 町内会や通学区域、家庭ごみの収集地区の区域について

答え 住居表示の実施に伴い、区域が変更されることはありません。

■ 手続関係

問1. 住居表示実施に伴う住所変更の手続きはいつから行えば良いのですか？

答え 7月19日以降にお手続きをお願いします。それ以前にお手続きをする事はできません。

問2. 携帯電話・保険・銀行等の民間企業との契約上の住所についてはどのようにすれば良いのですか？

答え 会社によって方法が異なりますので、お手数ですが手続方法を必ずご確認の上、ご自身でお手続きをお願いします。なお、手続きが必要ないものは「手続きのしおり」11ページの「その他」欄をご確認して下さい。

■ 本籍関係

問1. 本籍地の町名が変わる証明は出るのですか？

答え 7月19日以降に市民課戸籍係（電話：042-724-2865）から「本籍の変更についてのお知らせ」の通知を、戸籍の附票に記載されている住所地の筆頭者宛に送付します。

「本籍の変更についてお知らせ」が不足した場合は、7月19日以降に市民課及び駅前連絡所、又は各市民センターで、本籍地変更の証明書を無料で発行します。

問2. 本籍地を住所の表記と同じ（例：能ヶ谷一丁目2番3号）にすることはできますか？

答え 7月19日以降に市民課（電話：042-724-2865）又は各市民センターで「転籍届」を提出することで変更することができます。ただし、本籍の表示は街区番号まで（例：能ヶ谷一丁目2番）となります。なお、届出には筆頭者と配偶者の署名が必要となります。

問3. 本籍地が町田市ではないのですが、戸籍の附票に記載されている住所地の変更を本籍地の役所に届出する必要がありますか？

答え 必要ありません。市民課戸籍係から本籍地のある市町村の戸籍担当へ通知します。

■ 登記関係

問1. 他市（例：川崎市麻生区）の不動産を所有しているのですが、住所変更の「登記申請書」はどこに提出すれば良いのですか？

答え 不動産を所管する法務局（例：横浜地方法務局 麻生出張所）に提出して下さい。なお、お配りした「登記申請書」の宛先を「~~東京法務局 町田出張所~~ 御中」のように二重線で消し、送付する法務局の名称を記入して下さい。

問2. 登記変更手続きは法務局へ郵送で申請することはできますか？

答え できます。また、登記済証の返信（郵送）を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封して下さい。なお、手続きについては「手続きのしおり」6ページの「法務局関係」欄をご確認して下さい。

問3. 不動産が共有名義です。「登記申請書」はどのように記入すれば良いのですか？

答え ①共有名義人が同居の場合（住所が同じ。「住居番号決定通知書」等に名義人が併記されている場合。）

- ・「登記申請書」の申請人の欄に共有者の名前を列記します。
- ・「住居番号決定通知書」は、1通添付して下さい。

②共有名義人が別世帯の場合（住所が別々。「住居番号決定通知書」等に名義人の名前が併記されていない場合。）

- ・「登記申請書」は名義人ごとに必要です。
- ・「住居番号決定通知書」も、それぞれに添付が必要です。

■ 年金関係

問1. 年金の手続きは市役所で一括してできないのですか？

答え できません。個別に手続きをお願いします。

問合せ先・厚生年金基金（企業年金連合会） 電話：0570-02-2666 又は 03-5777-2666

- ・国民年金基金（東京都国民年金基金）電話：0120-65-4192 又は 03-5285-8800
- ・共済年金については、各共済組合へお問合せ下さい。

■ 恩給関係

問1. 軍人恩給の住所変更届出はどのようにすれば良いのですか？

答え 恩給局（電話：03-5273-1400）に連絡して下さい。手続きの有無について確認が必要となります。